

安全衛生規定

（目的）

第1条 本安全衛生規定（以下「規定」という）は、医療法人あかつき会（以下「あかつき会」という）の従業員の安全及び衛生等について定めたものである。

（遵守義務）

第2条 あかつき会および従業員は、職場における安全および衛生の確保に関する法律および社内諸規定で定められた事項を遵守し、相互に協力して災害の未然防止に努めるものとする。

- ② 従業員は、安全及び衛生に関しあかつき会が発する指示命令に従い、またあかつき会の実施する安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

（災害防止）

第3条 従業員は災害を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の措置を取り被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

（健康診断）

第4条 従業員に対しては、毎年2回、健康診断を実施する。

- ② 前項に定める場合のほか、法令の定めるところに従い必要な健康診断を実施する。
- ③ 従業員は、あかつき会が行う健康診断を正当な理由なく拒むことはできない。
- ④ 心身の不調等により通常の業務ができない場合受診命令をすることがある。
- ⑤ 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合には、就業を一定期間禁止し、又は職場を転換することがある。

（病者の就業禁止）

第5条 あかつき会は、次の各号のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止する。

1. 病毒伝ばの恐れのある伝染症の疾病にかかった者
2. 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため、病勢が著しく増悪する恐れのある疾病にかかった者
3. 前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定める疾病にかかった者
4. 前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかった者

- ② 前項の規定にかかわらず、あかつき会は、当該職員に対して、医師、及び国等の公の機関から、外出禁止、あるいは外出自粛等の要請があった場合は、その就業を禁止することがある。

- ③ 本条第1項の事由により、就業禁止となる職員は、原則としてあかつき会が指定する医師の診断書を提出しなければならない。ただし、あかつき会が認めたときは、この限りではない。

- ④ 本条第1項、及び第2項の就業禁止の間は、無給とする。

(伝染病の届出)

第6条 従業員は、同居の家族又は同居人が法定伝染病にかかり、あるいはその疑いがある場合は、直ちにその旨をあかつき会に届出、その指示に従わなければならない。

(安全衛生委員会)

第7条 安全衛生委員会については、別に定める安全衛生委員会規定による。

付 則

1. 本規定は、平成26年2月1日から改定して施行する。
2. 本規定は、令和2年4月1日から改定して施行する。